

市病院局 職員募集

※掲載している職種以外についても募集している場合があります。
詳しくは、市立宇和島病院ホームページをご覧ください。

(平成28年度 病院局職員)

【提出・問合先】病院局経営企画課 ☎25-1111 内線21092

区分	職種	人数	勤務内容	年齢など
上級	薬剤師	2人		
中級	臨床工学技士	2人	市病院局に勤務して医療業務に従事	昭和55年4月2日以降生まれで、各職種の免許を持つか、平成28年3月31日までに免許取得見込みの人
	視能訓練士	1人		
一	看護師・助産師	60人程度	市病院局に勤務して看護業務に従事 勤務は原則として3交代または2交代制	昭和45年4月2日以降生まれで、看護師または助産師の免許を持つか、平成28年3月31日までに免許取得見込みの人
	看護師(吉田・津島病院)	5人程度	吉田・津島病院に勤務して看護業務に従事 勤務は原則として3交代制	
	看護師・准看護師(老健施設)	3人程度	介護老人保健施設に勤務して看護業務に従事 勤務は原則として2交代制	昭和40年4月2日以降生まれで、看護師または准看護師の免許を持つか、平成28年3月31日までに免許取得見込みの人

※志願表・試験案内は病院局経営企画課に備え付けています。病院ホームページからもダウンロードできます。

【採用年月日(予定)】平成28年4月1日

※免許取得者は職種により相談のうえ27年度中の採用が可能です。

【受験資格】

- ▷採用後通勤可能な地域に居住する人
- ▷地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人
- ▷日本国籍をもつ人

【試験日】11月15日(日) 市立宇和島病院

【試験内容】

教養試験または看護師適性検査、論・作文試験、身体検査、集団討論試験、個別面接試験
※集団討論試験は実施しない場合があります。

【受付期間】10月30日(金)の執務時間中(必着)

【受験手続】志願表、健康診断票、取得者は免許証写を受付期間内に病院局経営企画課(市立宇和島病院内)に提出してください。

(嘱託職員) 週39時間程度勤務。社会保険に加入。ボーナスの支給はありません。

職種	人数	業務内容など	報酬額(月額)	採用年月日	申込・問合先
メディカルスタッフ	若干名	市立宇和島病院外来での医師事務補助業務	152,200円	11月1日	市立宇和島病院 ☎25-1111 内線21095
看護師A		吉田病院での看護業務	看護師資格 213,700円 准看護師資格 190,000円	随時	吉田病院事務局 ☎52-0611 内線234
看護師B	1人	介護老人保健施設ふれあい荘での看護業務		管理栄養士資格 195,900円 栄養士資格 167,200円	平成28年 4月1日
栄養士		介護老人保健施設オレンジ荘での栄養士業務	オレンジ荘事務局 ☎52-3151		
介護員		介護老人保健施設オレンジ荘での介護業務			

※採用条件などはP19の上部に記載しています。

【雇用期間】 平成27年12月31日まで（栄養士については平成28年12月31日まで）。ただし、勤務成績などを考慮して1年単位での雇用期間の更新ができます。在職可能期間は、65歳に達する年度の3月31日までですが、生年月日が昭和36年4月1日以前の方は定年年齢が異なります。

【報酬加算】 報酬月額17万円未満の職種については、雇用期間の更新時、年齢要件などの条件を満たしている場合、報酬月額を加算する制度があります。

【応募資格】 次の条件にあてはまる健康な人

○メディカルスタッフ＝

パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができ、採用後市内に住む人

○看護師A・B＝看護師または准看護師免許を持つ人

○栄養士＝管理栄養士または栄養士の資格を持つ人(平成28年4月1日有資格者)

○介護員＝介護福祉士またはヘルパー2級以上の免許を持つ人

【試験】 (日時は応募者に別途連絡)

○メディカルスタッフ＝作文試験・面接試験

○看護師A・B、栄養士、介護員＝面接試験

【応募要領】 市販の履歴書に写真を貼り、免許証の必要な職種は免許証の写しを添えて、**各申込先**に提出してください。

【受付期間】

○メディカルスタッフ＝

10月1日(木)～13日(火)の執務時間中(必着)

○看護師A・B、栄養士、介護員＝随時(執務時間中)

(臨時職員) 週39時間程度勤務。社会保険に加入。ボーナスの支給があります。

職種	人数	業務内容など	賃金(日額)	採用年月日	申込・問合せ先
看護師A	10人程度	市立宇和島病院での看護業務	9,000円	随時	市立宇和島病院 ☎25-1111 内線21095
事務補助員	5人程度	市立宇和島病院での一般事務	6,350円		
管理栄養士	2人	市立宇和島病院での栄養管理業務	8,250円	11月1日	吉田病院事務局 ☎52-0611 内線234
看護補助員A	5人程度	市立宇和島病院での看護補助業務 早出(午前7時30分～) 遅出(午前10時30分～)あり	6,550円		
看護補助員B	若干名	吉田病院での看護補助業務 早出(午前7時30分～) 遅出(午前10時30分～)あり		看護師資格 9,000円 准看護師資格 8,000円	随時
看護師B	2人程度	津島病院での看護業務			
介護員	1人	介護老人保健施設ふれあい荘での介護業務	介護福祉士資格 6,950円 ヘルパー2級以上資格 6,550円		ふれあい荘事務局 ☎20-8008

【応募資格】 次の条件にあてはまる健康な人

○看護師A＝看護師免許を持つ人

○事務補助員＝

採用後市内に住み、普通自動車運転免許を持ち、パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができる人

○管理栄養士＝管理栄養士の資格を持つ人

○看護補助員A・B＝資格などは必要ありません

○看護師B＝看護師または准看護師免許を持つ人

○介護員＝介護福祉士またはヘルパー2級以上の免許を持つ人

【試験】 面接試験(日時は応募者に別途連絡)

【応募要領】 市販の履歴書に写真を貼り、希望する職種(1職種のみ)を記入し、免許の必要な職種は免許証の写しを添えて、**各申込先**に提出してください。

【受付期間】

○事務補助員・管理栄養士・看護補助員A＝

10月1日(木)～13日(火)の執務時間中(必着)

○そのほか＝随時受付(執務時間中)

※看護師はパート可。時間数・勤務日相談に応じます。
看護師時給1,110円

水道企業団職員募集

【平成28年度 南予水道企業団職員】 【提出・問合先】南予水道企業団庶務課（柿原） ☎25 - 3 2 2 2

区分	職種	人数	勤務内容	年齢など
上級	行政事務	1人	南予水道企業団に勤務し、水道事業業務に従事	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業または、平成28年3月卒業見込みの人

※南予水道企業団は、宇和島市、八幡浜市、西予市および伊方町を構成団体とする特別地方公共団体で、これらの地域へ水道用水を供給する企業体です。

【採用年月日（予定）】平成28年4月1日

【受験資格】

▷日本国籍をもつ人

▷地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

【試験内容】

(1次試験) 教養試験、専門試験、一般性格診断検査

(2次試験) 面接試験、身体検査

【試験日（1次）】11月22日(日) 市役所 602会議室

※2次試験日程は1次試験合格者に対し、別途通知します。

【受付期間】10月30日(金)の執務時間中まで（必着）

【受験手続】志願表を受付期間中に南予水道企業団庶務課に提出してください。

※志願表および試験案内は南予水道企業団庶務課備え付けています。水道企業団ホームページからもダウンロードできます。

【津島水道企業団 嘱託職員】 【提出・問合先】津島水道企業団事務局（津島町山財） ☎32 - 4 6 2 0

職種	人数	業務内容など	報酬（月額）	勤務地	採用年月日
警備員	1人	浄水場監視業務（施設内の巡視・警備・清掃・草刈りなど）	日勤 6,000円 夜勤 5,700円 (月10万円程度)	長野浄水場 (津島町山財)	11月1日

※隔日勤務。社会保険に加入。ボーナスの支給はありません。

【雇用期間】65歳に達する年度の3月31日まで

【応募資格】採用後市内に住む健康な人

【試験】面接試験（日時は応募者に別途連絡）

【応募要領】市販の履歴書に写真を貼り、津島水道企業団事務局に提出してください。

【受付期間】10月1日(木)～15日(木)の執務時間中（必着）

愛媛労働局からのお知らせ

○愛媛県最低賃金改正

愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月3日から施行します。

この決定により、10月3日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間696円以上としなければなりません。詳しくは、お問い合わせください。

【問合先】宇和島労働基準監督署 ☎22 - 4 6 5 5

○パートのお悩み何でもどうぞ！無料相談ダイヤル

パートで働く皆さんの日頃疑問に思っていることを、この機会にお気軽にご相談ください。

【とき】11月9日(月)～13日(金)午前9時～午後5時

【電話相談】

(フリーダイヤル) ☎0 1 2 0 - 9 5 3 - 4 4 1

【問合先】愛媛労働局雇用均等室

☎0 8 9 - 9 3 5 - 5 2 2 2

○労働保険料の第2期納期限

11月2日(月)は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第2期分の納付期限です。

事業主の皆さんには、10月21日ごろに納付書を送付しますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。不明な点はお問い合わせください。

【問合先】愛媛労働局労働保険徴収室

☎0 8 9 - 9 3 5 - 5 2 0 2

○労災保険特別加入制度

(特別加入制度とは)

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。

しかし、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人には、任意で労災保険の加入を認める制度です。詳しくは、愛媛労働局ホームページをご覧ください。不明な点はお問い合わせください。

【問合先】宇和島労働基準監督署 ☎22 - 4 6 5 5